

◎新潟県告示第1号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年1月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) アダマンタン-1-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート（通称名：ACBL(N)-018）及びその塩類
- (2) 1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン（通称名：4-EA-NBOMe）及びその塩類
- (3) 2-[(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール（通称名：25B-NBOH、2C-B-NBOH、NBOH-2C-B）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成29年12月29日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。